

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）

〔令和5年10月～令和6年3月分〕

エネルギー価格高騰に対して、国の支援制度の対象とならない電力（特別高圧電力）を契約・利用されている事業者（県内中小事業者等又は大型商業施設等に入居するテナント）を支援します。

対象事業者

（1）特別高圧を受電している中小事業者等（特別高圧受電中小事業者）

鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合。

※上記に該当しない大企業、官公庁施設、医療法人（大型病院等）等は対象になりません。

（2）特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗（特別高圧受電商業施設等入居者）

施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して、当該契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が運営する店舗（店舗ごとに申請）

※上記に該当しない大企業、中小企業者に該当しない行政サービス事業等及び単にATM設置など無人で業を営む場合の出店等は対象になりません。

※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。

業種	会社又は個人
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

補助内容

各事業者の令和5年10月～令和6年3月までの特別高圧電力（2万V以上）の使用料を従量に応じて補助します。（高圧電力（6000V）は対象外です。）

（1）特別高圧を受電している中小事業者等

対象期間	補助内容
令和5年10月～令和6年3月分	各月ごと1kWhの使用につき1.8円を補助

※1kWh未満は切り捨てになります。※補助額は、各月の合計（1円未満切り捨て）となります。

※補助金は1事業者ごと1,000万円が上限となります。

（2）特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗

対象期間	補助内容
令和5年10月～令和6年3月分	各月ごと1kWhの使用につき1.8円を補助

※1kWh未満は切り捨てになります。※補助額は、各月の合計（1円未満切り捨て）となります。

※入居店舗ごとに補助対象となります。複数の店舗を経営する事業者はまとめて申請することも可能ですが申請は1店舗1申請です。

※一つの商業施設で補助の上限を1,000万円とし、上限に達する場合は上記の合計額から相応分の額が減額されますので、あらかじめご注意ください。

申請期間

令和6年6月28日（金）まで（当日消印有効）

※本補助金は、事前の使用見込みに基づいて、従量に応じた使用実績分を支給します。

※使用実績が交付決定された量を上回る場合、事前に変更申請して交付決定額を変更しておく必要がありますので、あらかじめご注意ください。

申請はこちら>>>https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10442



【問合わせ先】

鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 【HP】<https://www.pref.tottori.lg.jp/314984.htm>

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8117 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

